

令和2年2月28日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和2年1月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	98トン	超過済
		0.1トン	98トン	超過済
3	クリーム	29トン	30トン	超過済
		7.8トン	30トン	超過済
4	粉乳類	50,712トン	34,351トン	16,361トン
		2,319トン	28,568トン	超過済
5	無糖れん乳	2,168トン	1,507トン	661トン
		7.7トン	1,498トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	243トン	超過済
		13トン	56トン	超過済
7	ヨーグルト	13トン	17トン	超過済
		0トン	17トン	超過済
8	バターミルク	188トン	20トン	168トン
		5.6トン	12トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	36,135トン	31,790トン
		9,903トン	19,958トン	超過済
10	その他の乳製品	12,628トン	7,473トン	5,155トン
		4,548トン	6,293トン	超過済
11	バター	15,408トン	19,399トン	超過済
		731トン	18,795トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	67,149トン	42,817トン
		66,343トン	31,336トン	35,007トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	4,370,792トン	1,516,964トン
		112,572トン	2,390,744トン	超過済

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	967,750 トン	350,453 トン
		188,490 トン	193,891 トン	超過済
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	485,247 トン	315,376 トン
		714,372 トン	485,247 トン	229,125 トン
15	コーンスターク	1,135 トン	3,104 トン	超過済
		72 トン	3,042 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	7,168 トン	9,242 トン
		2,905 トン	5,822 トン	超過済
17	マニオカでん粉	164,864 トン	117,048 トン	47,816 トン
		161,600 トン	117,014 トン	44,586 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	13,265 トン	8,809 トン
		22,074 トン	13,265 トン	8,809 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	1,135 トン	630 トン
		858 トン	1,095 トン	超過済
20	イヌリン	791 トン	1,535 トン	超過済
		6.9 トン	61 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	28,063 トン	9,257 トン
		22,927 トン	16,773 トン	6,154 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	158 トン	214 トン
		344 トン	158 トン	186 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	5,298 トン	4,265 トン
		1,792 トン	2,600 トン	超過済
24	でん粉調製品	108 トン	213 トン	超過済
		101 トン	213 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	3,073 トン	3,194 トン
		79 トン	1,811 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	10,456 トン	10,655 トン
		98 トン	1,411 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	5.0 トン	3.5 トン
		8.5 トン	5.0 トン	3.5 トン
29	生糸	479 トン	227 トン	252 トン
		475 トン	227 トン	248 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。